

東総第R03-002号  
令和 3年 4月19日

原子力規制委員会 殿

神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34  
東芝エネルギーシステムズ株式会社  
代表取締役社長 畠澤 守

### 原子炉施設保安規定変更認可申請書について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、令和元年4月2日付け東総R02-028号をもって変更認可申請した東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 原子炉（東芝臨界実験装置）NCA施設保安規定について、下記のとおり補正いたします。

### 記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社  
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34  
代表者の氏名 代表取締役社長 畠澤 守
2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地  
名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所  
所 在 地 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号
3. 変更の理由  
・規則改正に合わせた変更  
・記載の適正化
4. 変更の内容  
別紙1のとおり
5. 附則  
この規定は、原子力規制委員会の認可以降、別に定める日より施行する。

以上

別紙1 NCA 施設保安規定改正 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 品質マネジメント計画</p> <p>(品質管理計画の策定)</p> <p>第103条 所長は、保安活動のための品質マネジメント活動実施のため、別添に示す品質管理計画を策定しなければならない。</p> <p>(品質管理に係わる職務及び組織)</p> <p>第104条 所長は、品質管理体制の構築、<u>品質管理保証</u>活動の実施、評価（監査を含む）及びその継続的な改善について責任を負わなければならない。</p> <p>2. 所長は、品質管理活動を実施するために、第9図に示す品質管理に係る組織を明確にしなければならない。また、品質管理に係る業務の統括を行う者として品質管理責任者及び品質管理に係る業務の内部監査を行う者として内部監査組織の長と監査員を選任しなければならない。</p> <p>3. 所長は、品質管理計画に基づき定期事業者検査等の独立性を持たせた検査を行う者として、当該保安活動の担当部門から独立した検査員を選任しなければならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 品質マネジメント計画</p> <p>(品質管理計画の策定)</p> <p>第103条 所長は、保安活動のための品質マネジメント活動実施のため、別添に示す品質管理計画を策定しなければならない。</p> <p>(品質管理に係わる職務及び組織)</p> <p>第104条 所長は、品質管理体制の構築、<u>品質管理</u>活動の実施、評価（監査を含む）及びその継続的な改善について責任を負わなければならない。</p> <p>2. 所長は、品質管理活動を実施するために、第9図に示す品質管理に係る組織を明確にしなければならない。また、品質管理に係る業務の統括を行う者として品質管理責任者及び品質管理に係る業務の内部監査を行う者として内部監査組織の長と監査員を選任しなければならない。</p> <p>3. 所長は、品質管理計画に基づき定期事業者検査等の独立性を持たせた検査を行う者として、当該保安活動の担当部門から独立した検査員を選任しなければならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の訂正化</p>
<p>(技術情報の共有)</p> <p>第 114 条 部長は、メーカ等の保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を、NCAの保安に係る所員で情報共有を図り、<u>必要に応じて</u>他の試験研究用原子炉の設置者と情報共有し、NCA施設の保安の向上に役立たせるように努めなければならない。</p> <p>2. 部長は、得られた技術情報に関して、未然防止処置の必要があると判断した場合には、第10章の品質マネジメント計画に示す手順に従い、適切な処置を講じなければならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>(技術情報の共有)</p> <p>第 114 条 部長は、メーカ等の保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を、NCAの保安に係る所員で情報共有を図り、<u>必要に応じて</u>他の試験研究用原子炉の設置者と情報共有し、NCA施設の保安の向上に役立たせるように努めなければならない。</p> <p>2. 部長は、得られた技術情報に関して、未然防止処置の必要があると判断した場合には、第10章の品質マネジメント計画に示す手順に従い、適切な処置を講じなければならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の訂正化</p>
<p>別添 品質管理計画</p> <p>(中略)</p> <p>5.8.1 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>部長及び管理担当部長は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>一 内部監査の結果</p> <p>二 組織の外部の者の意見</p> <p>三 プロセスの運用状況</p> <p>四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>五 品質目標の達成状況</p> <p>六 健全な安全文化の育成及び維持の状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>七 関係法令の遵守状況</p> <p>八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（<u>技術的な進歩</u>）により得られたものを含む。）</p> <p>九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(中略)</p>	<p>別添 品質管理計画</p> <p>(中略)</p> <p>5.8.1 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>部長及び管理担当部長は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>一 内部監査の結果</p> <p>二 組織の外部の者の意見</p> <p>三 プロセスの運用状況</p> <p>四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>五 品質目標の達成状況</p> <p>六 健全な安全文化の育成及び維持の状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>七 関係法令の遵守状況</p> <p>八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（<u>技術的な進歩</u>）により得られたものを含む。）</p> <p>九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の訂正化</p>
<p>第7表 保安に関する記録（2）（規則第6条に基づく記録以外の記録）</p>	<p>第7表 保安に関する記録（2）（規則第6条に基づく記録以外の記録）</p>	

(第97条関連)					(第97条関連)					
(中略)					(中略)					
記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	
第46条第2項(管理区域における線量当量率等の測定)関連	線量当量率測定記録	月1回	10年	放管長	第46条第2項(管理区域における線量当量率等の測定)関連	線量当量率測定記録	月1回	10年	放管長	規則改正に合わせた変更
	表面密度測定記録	月1回	10年	放管長		表面密度測定記録	月1回	10年	放管長	
	放射線作業を行う場合線量当量率測定記録	作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年	放管長		放射線作業を行う場合線量当量率測定記録	作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年	放管長	
	表面密度測定記録	作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年	放管長		表面密度測定記録	作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年	放管長	
	浮遊塵埃中放射能濃度測定記録	作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年	放管長		浮遊塵埃中放射能濃度測定記録	作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年	放管長	
第47条(周辺監視区域の線量当量の測定)関連	環境モニタリング用ガラス線量計測定結果	3月に1回	1年間	放管長	第47条(周辺監視区域の線量当量の測定)関連	環境モニタリング用ガラス線量計測定結果	3月に1回	1年間	放管長	
第49条(放射線測定器の管理)関連	点検校正結果	年1回	1年間	放管長	第49条(放射線測定器の管理)関連	点検校正結果	年1回	1年間	放管長	
第86条(修理、取換え又は改造)及び第87条(供用期間中に施設の設計及び工事の方法の認可を受けた機器の修理、取換え又は改造)関連	NCA保守計画書	策定のつど	1年間	室長	第86条(修理、取換え又は改造)及び第87条(供用期間中に施設の設計及び工事の方法の認可を受けた機器の修理、取換え又は改造)関連	NCA保守計画書	策定のつど	1年間	室長	
	NCA保守実績報告書	実施のつど	1年間	室長		NCA保守実績報告書	実施のつど	1年間	室長	
<del>第90条(巡視)</del>	<del>NCA巡視点検表</del>	<del>毎日1回</del>	<del>1年間</del>	<del>室長</del>	(削除)					